

平成21年検1301号

起訴状

平成21年6月17日

甲 地 方 裁 判 所 殿

甲地方検察庁

検察官 檢事 荒 卷 文 雄

下記被告事件につき公訴を提起する。

記

本籍 甲県甲市末広2丁目8番地

住居 同市幸町2丁目7番11号

職業 無職

勾留中 青葉 隆司

平成元年3月30日生

公訴事実

被告人は、通行人から現金を強奪しようと考え、平成21年5月27日午前4時ころ、甲県宝市長沢2丁目7番19号の路上において、泉田哲夫（当時36歳）に対し、握りこぶしで顔面を数回殴り、首を絞めるなどの暴行を加え、その間に『金を出せ。出さんと殺すぞ』と言って脅迫し、抵抗できないようにした上で、同人から現金1万円を強取し、その際、同人に対し、治療1週間を要する顔面打撲傷の傷害を負わせたものである。

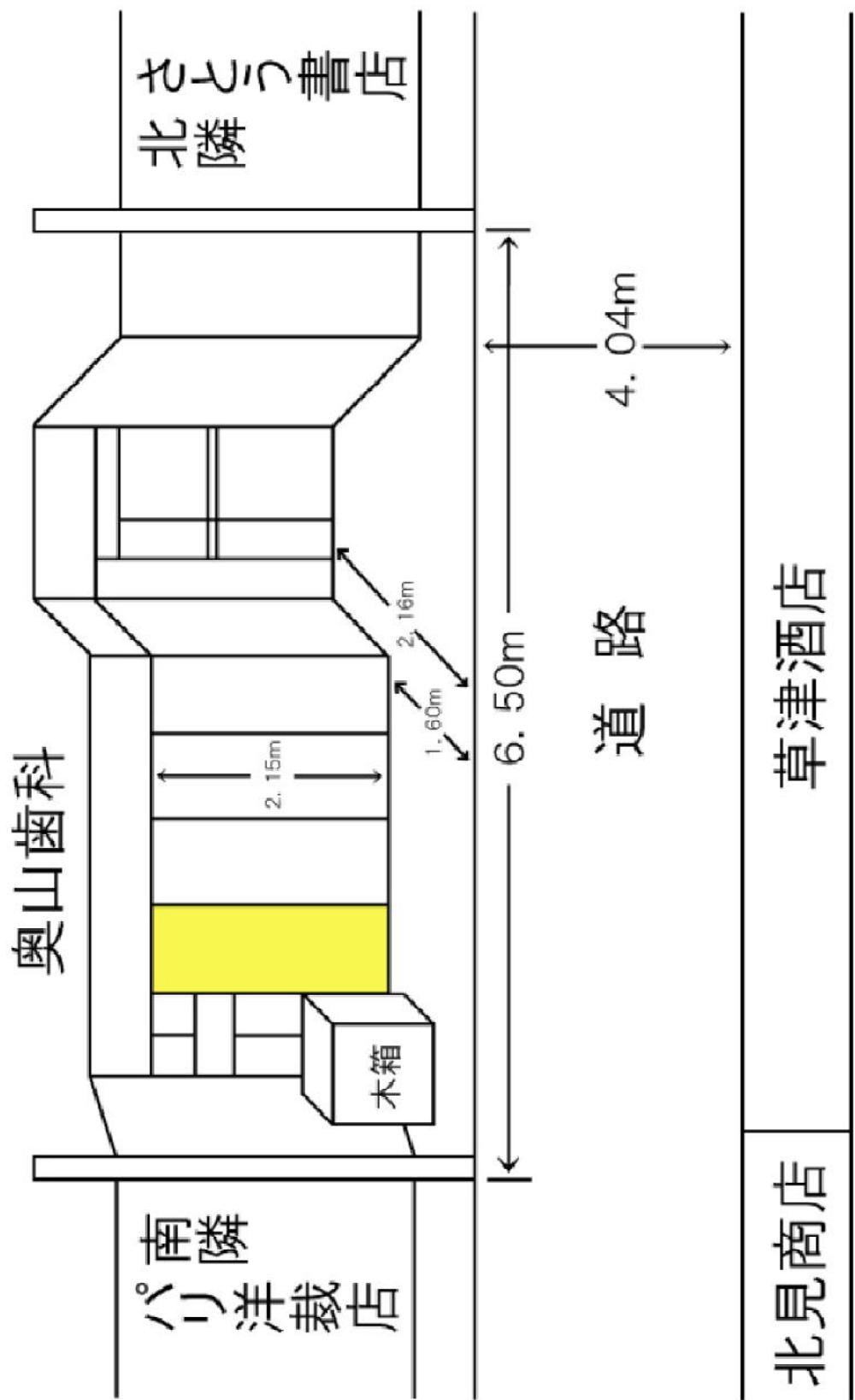
罪名及び罰条

強盗致傷 刑法第240条前段

現場付近見取図(第1回)



現場付近見取図(第2図)



論 告 要 旨

第1 事実関係について

1 被告人の暴行・脅迫の内容について

- (1) 本件では、被告人が、被害者の顔を合計四、五回殴った後に、①被害者の首を絞めながら「出さんと殺すぞ。」と言ったかどうか、②その後、さらに被害者の顔を殴ったかどうかについて争いがあります。
- (2) この点、被害者は、被告人から受けた一連の暴行・脅迫について、「左の顔を1回殴られた後、歯科医院の窓ガラスに押し付けられて、左の顔を三、四回強く殴られた。その後、着衣の襟を両手でつかまれて絞め上げるように首を絞められ、その際、『金を出せ。出さんと殺すぞ。』と言われた。さらに右目の辺りを殴られた。」と、明確に証言しています。被害者の証言は、具体的で不自然な点はなく、歯科医院の窓ガラスのひび割れの状況とも合致しています。被告人は、被告人と示談を済ませるなどしており、あえて被告人に不利な証言をする理由もありません。被害者の証言の信用性は極めて高いといえます。

被告人の供述は、被害者に執拗に暴行しているながら、金を要求する段になってからは一切暴行していないなどというものであり、不自然で信用できません。

- (3) したがって、被告人が、被害者の首を絞めながら「出さんと殺すぞ。」と言い、その後、さらに被害者の顔を殴ったことは明らかです。

2 被告人の暴行・脅迫が初めから金を奪う目的でなされたことについて

- (1) 被告人は、被害者の証言によれば一瞬目が合っただけの被害者に対し、因縁をつけて金を要求しました。そして、被害者から金を奪ったとたんに逃げ去っています。その後、その金で酒を飲んでいますが、被告人の元々の所持金はわずか600円であり、被告人には金を奪う動機もありました。これらの点からすれば、被告人が、初めから金を奪う目的で被害人に暴行

・脅迫を加えたことは明らかです。

(2) なお、被告人は、「被害者に顔をじろじろ見られたことに腹を立てて暴行した」と供述していますが、腹を立てたというだけの理由にしては、その後の被告人の行動は不相応に執拗ですし、また、被害者に対し、謝罪を全く要求していないのも不自然です。被告人の供述は信用できません。

第2 被告人に強盗致傷罪が成立することについて

被告人は、金を奪う目的で、被害者に対し、強力な暴行・脅迫に及んでおり、これらの暴行・脅迫は、当時、人気のない時間帯であったことにも照らせば、被害者を抵抗できなくさせるのに十分なものといえます。その結果、被害者はけがを負い、1万円を奪われているので、被告人の罪は強盗致傷罪となります。

第3 情状について

本件の犯行は、初めから金を奪う目的で行った計画的なものです。被害者に落ち度はありません。犯行動機は、金が欲しかったというだけであり、酌量の余地がありません。暴行の態様も執拗であり、突然このような被害にあった被害者の恐怖心も大きいものでした。

被告人は、初めは金を奪うつもりはなかったなど、不合理な供述をしており、反省の態度はみられません。犯行の態様からして被告人が乱暴な性格の持ち主であることは明らかで、再びこのような犯罪を犯す可能性も十分あります。

そうすると、被害者との間で示談が成立していることを考慮しても、被告人の刑事責任は重大であり、刑務所の中で徹底的に教育する必要があります。

第4 求刑について

そこで求刑ですが、検察官としましては、被告人を、

懲役6年

に処すべきであると考えます。

以上

弁 論 要 旨

第1 事実関係について

- 1 被告人は、この法廷で、「国見浩子とけんかをして家を飛び出したところ、被害者から顔をじろじろ見られたことに腹を立てて被害者を殴った。その後に初めて金を脅し取ろうと考えたのであり、『金を出せ。』とは言ったが、被害者の首を絞めながら『出さんと殺すぞ。』と言ったことはなく、被害者を再度殴ったことはない。」と供述しています。
- 2 本件の暴行・脅迫の内容が被告人の供述する程度にすぎないことは、被告人が本件後に近くの屋台でのん気に飲食しており、重大な犯罪を犯したという認識がなかったことからも明らかです。
また、被告人が初めから金を取る意図がなかったことは、①被告人が最初から「金を出せ。」と言っているわけではないこと、②被害者から金を受け取った際にその金額を確認していないこと、③被害者のバッグを容易に奪える状況になったにもかかわらず、それもしていないこと、④酒を飲みたいのであれば家に戻って飲むことができたのであり、金を奪いとらなければいけないような必要性はなかったことからも明らかです。
- 3 被害者は、本件被害にあう以前に飲酒している上、被告人から暴行を加えられて動転していたはずで、金を要求された際の被告人の言動を正確に記憶できる状況にはなかったはずです。被害者の証言には信用性は認められません。

第2 被告人の罪が傷害罪と恐喝罪であることについて

被告人は、金を取る目的で被害者を殴ったのではないので、被害者がけがを負った点は、単なる傷害罪です。

また、被告人は、被害者に対し、「金を出せ。」と言っただけであり、その際やその後には一切暴力を振るっていないことや、被告人と被害者には極端な体格差がないことからして、被害者が抵抗できないような状態にはなっていなかったことは明らかです。したがって、1万円を受け取った点については恐喝

罪が成立するにすぎません。

第3 情状について

本件は、計画性のない偶発的な犯行です。被告人が受け取った現金も1万円と多額ではなく、被害者のけがの程度も軽いものでした。

被告人は、傷害罪と恐喝罪という罪を犯しましたが、この事実については素直に認め、深く反省しています。被告人と被害者との間では、45万円を支払うことでの示談が成立しています。また、被害者からは、被告人に対する寛大な処分を求めるという内容の嘆願書が提出されています。

被告人は、いまだ20歳と年若く、犯罪歴のない青年であり、婚約者の国見浩子も今後しっかりと被告人を監督することを約束しています。被告人が再び罪を犯すおそれはないと考えます。

被告人に対しては、是非とも、社会の中で更生する機会を与えていただきたく、執行猶予を付した判決を下されますようお願いします。

以上